

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第14号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区で起こる建築紛争は、「説明会」における説明が不十分であることにも一因があり、例えば小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を巡っては、近隣住民らが「第3回説明会」の開催を要望して、一度は事業者側も開催することを約束しながら一方的に反故にしたために紛争が尖鋭化し、大塚警察署の署員が3度も出動する事態となっています。しかも事業者側は表向き「話し合いを検討する」と言いながら、一向に話し合う姿勢を見せず、丁寧に説明することもしないため長期化しています。

文京区には「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルーム条例」といいます。）があり、「説明会」の開催について定めてありますが、現在の規定が曖昧で不十分であり、「説明会」を開催する意義が失われ、有効性と実効性が伴わない事態を招いています。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもと、事業者側においては地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずで

そこで、両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすく改めてください。（具体的には以下のようなことをお願いしたいと考えています）
 - 「説明会」を開催する時は「区にも事前に通知する」という規定を加え、区も「説明会」を傍聴するなど参加できるようにする。
 - 「説明会」において隣接・近隣住民が出した「意見書」や「質問書」について、事業者は「見解書」や「回答書」を出し、それらは区にも提出するような規定とし、区が状況を把握しやすく、またタイムリーに指導できるようにする。
 - 事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を防ぎ、区も一層の努力を促せるようにする。
 - 「説明会」での説明事項については、事業者側と隣接・近隣住民側の双方において説明し、説明を受けたことを確認する規定を加え、紛争化を防ぐ。
 - 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、不十分な説明なのに工事が強行されることで、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防ぐ。